

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

当計画は、中期的な展望にたち、市民公益活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を整備するとともに、北本市自治基本条例審議会と緊密に連携して計画の推進を担保します。

#### (1) 庁内推進体制

北本市協働推進等庁内委員会において、当計画に基づく市民公益活動推進施策について検討・調整を行い、年度ごとに推進事業案を作成し、市長を本部長とする「北本市自治基本条例推進本部」において、年度ごとの推進事業を確定し、全庁的な体制で推進事業に取り組みます。

#### (2) 北本市自治基本条例審議会

『北本市自治基本条例』第26条第2項第3号の規定に基づき、当計画の進捗状況を含め、市民公益活動支援施策の推進状況について審議し、施策についての提言等を行います。

### 2 計画の進行管理

年度当初に策定した推進事業について、その翌年度に事務事業評価を実施し、年次報告を作成することにより進行管理を行います。

年次報告は、ホームページ等での公表を通じ、市議会や北本市自治基本条例審議会をはじめ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

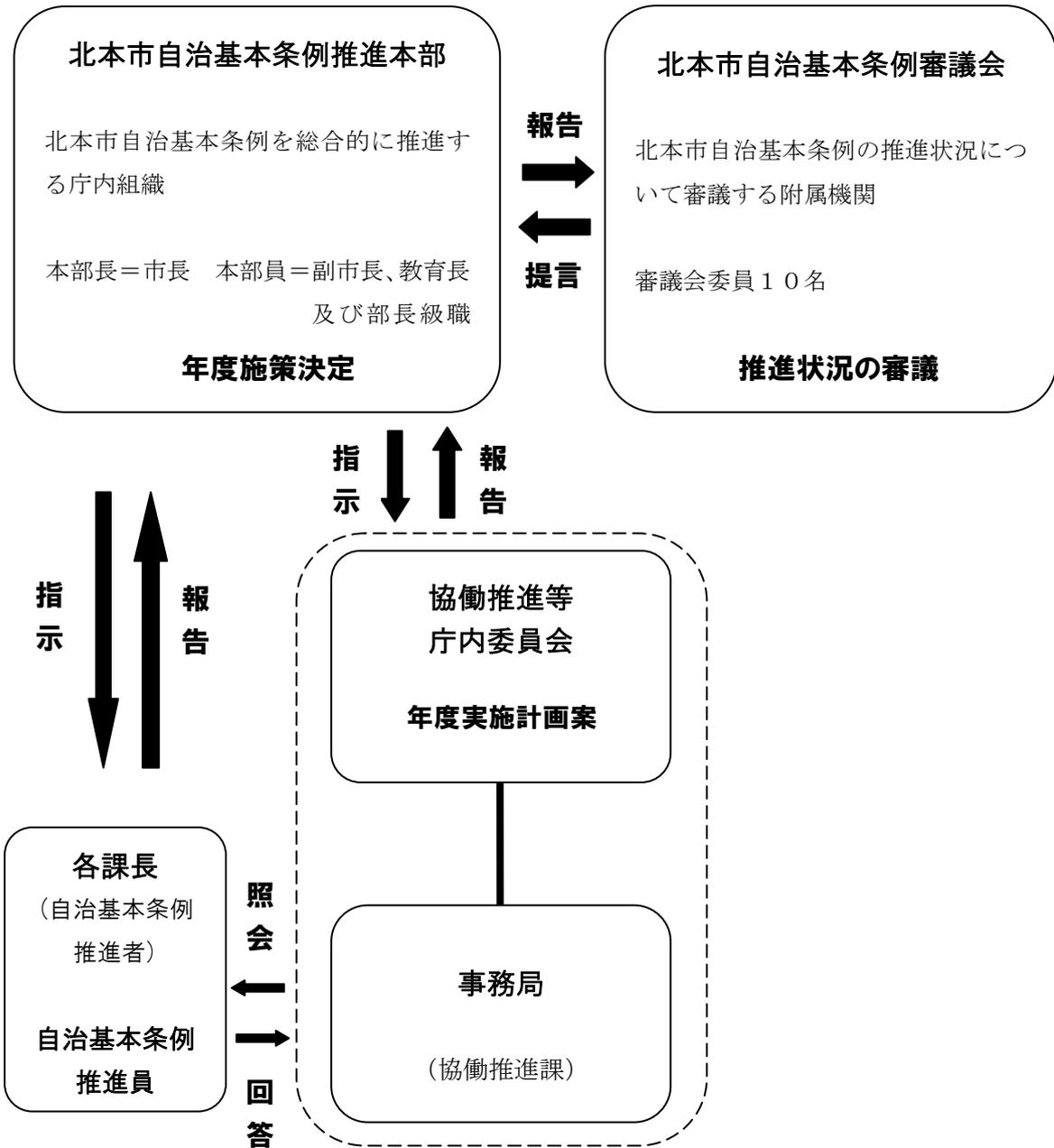


図7 市民公益活動推進計画の推進体制